

## 2 地方自治法関係条文（抜粋）

### ■地方自治法（抜粋）

#### 第 199 条 （第 1 項～第 6 項省略）

- 7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、（省略）についても、同様とする。

（予算の執行に関する長の調査権等）

#### 第 221 条 （第 1 項省略）

- 2 普通地方公共団体の長は、（省略）その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
- 3 前 2 項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの（省略）にこれを準用する。

（財政状況の公表等）

#### 第 243 条の 3 （第 1 項省略）

- 2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
- （第 3 項省略）

### ■地方自治法施行令（抜粋）

- 第 140 条の 7 地方自治法第 199 条第 7 項 後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人とする。
- （第 2 項～第 3 項省略）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

- 第 152 条 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- (2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- （第 3 号省略）

- 2 当該普通地方公共団体及び 1 又は 2 以上の前項第 2 号に掲げる法人（この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は同号に掲げる法人とみなす。

（第 3 項省略）

- 4 地方自治法第 221 条第 3 項 に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

（第 2 号省略）

（第 5 項省略）